二　標準データ

イ　光学センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十五センチメートル未満であって、記録されてから五年以内のものであること。

ロ　ＳＡＲセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十四センチメートル未満であって、記録されてから五年以内のものであること。

ハ　ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下であって、検出できる波長帯が四十九を超え、かつ、記録されてから五年以内のものであること。

ニ　熱赤外センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下であって、記録されてから五年以内のものであること。

２　［略］

（許可の申請）

第四条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　使用人（第五条に規定する使用人をいう。以下この条において同じ。）及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類

［a・b　略］

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　略］

(3)　法第五条第五号の役員（第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

［a・b　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

二　標準データ

イ　光学センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十五センチメートル未満のものであること。

ロ　ＳＡＲセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が二十四センチメートル未満のものであること。

ハ　ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下であって、検出できる波長帯が四十九を超えるものであること。

ニ　熱赤外センサーにより記録されたものにあっては、対象物判別精度が五メートル以下のものであること。

２　［同上］

（許可の申請）

第四条　［同上］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　申請者に係る次に掲げる書類

イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　同上］

(3)　使用人（第五条に規定する使用人をいう。以下この条及び第九条第三項第一号において同じ。）及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類

［a・b　同上］

ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

［(1)・(2)　同上］

(3)　法第五条第五号の役員（第九条第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類

［a・b　同上］

［二］　衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能が記載された書類

三　操作用無線設備等に係る次に掲げる書類

イ　操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法が記載された書類

ロ　申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る次に掲げる書類

(1)　当該管理を行う者が個人である場合は、次に掲げる書類

a　住民票の写し又はこれに代わる書類

b　法第五条第一号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2)　当該管理を行う者が法人である場合は、次に掲げる書類

a　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

b　法第五条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

四　受信設備に係る次に掲げる書類

イ　受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法が記載された書類

ロ　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る法第二十一条第四項の認定証の写し

五　第七条に定める設置に関する書類

［号を削る。］